

保 福 介 第 3 7 6 号
平 成 2 3 年 5 月 9 日

指定居宅介護支援事業者 管理者 様
指定介護予防支援事業者 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長

避難者における要介護（要支援）認定者数及び各サービス受給者数
について（依頼）

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり埼玉県高齢介護課から標記の件につきまして依頼がありました。つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり報告くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1．対象者 災害救助法が適用されている被災地域（別紙参照）又は原子力災害特別措置法の規定による政府の指示対象地域から避難している方。（現に転入届を提出している場合は除く。）
- 2．報告方法 別紙様式に記載のうえ、FAX、電子メール又は各区役所高齢介護課に提出してください。
- 3．報告期限 4月末時点については、5月17日（火）までに提出してください。
5月以降については、毎月月末時点の状況について、翌月12日までに報告をお願いいたします。
- 4．注意事項 該当者がいない月においても、「0」と記入の上、報告をお願いいたします。

【担当】

さいたま市役所介護保険課

担当： 安川・白河

電話： 048-829-1264

FAX： 048-829-1981

E mail： kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

指定介護老人福祉施設 管理者 様
指定老人保健施設 管理者 様
指定介護療養型医療施設 管理者 様
指定特定施設入居者生活介護 管理者 様
指定小規模多機能型居宅介護事業者 管理者 様
指定認知症対応型共同生活介護事業者 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長

避難者における要介護（要支援）認定者数及び各サービス受給者数
について（依頼）

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり埼玉県高齢介護課から標記の件につきまして依頼がありました。つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり報告くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1．対象者 災害救助法が適用されている被災地域（別紙参照）又は原子力災害特別措置法の規定による政府の指示対象地域から避難している方。（現に転入届を提出している方は除く。）
- 2．報告方法 別紙様式に記載のうえ、FAX、電子メール又は各区役所高齢介護課に提出してください。
- 3．報告期限 4月末時点については、5月17日（火）までに提出してください。
5月以降については、毎月月末時点の状況について、翌月12日までに報告をお願いいたします。
- 4．注意事項 該当者がいない月においても、「0」と記入の上、報告をお願いいたします。

【担当】

さいたま市役所介護保険課

担当： 安川・白河

電話： 048-829-1264

FAX： 048-829-1981

E mail： kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

災害救助法が適用されている被災地域一覧

・岩手県 全34市町村

・宮城県 全35市町村

・福島県 全59市町村

・青森県 八戸市 上北郡おいらせ町

・茨城県 水戸市 日立市 土浦市 石岡市
龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市
高萩市 北茨城市 笠間市 取手市
牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市
潮来市 常陸大宮市 かすみがうら市 桜川市
神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市
小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町
那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡阿見町 那珂市
稲敷郡美浦村 稲敷郡河内町 筑西市 稲敷市
北相馬郡利根町

・栃木県 宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市
矢板市 那須烏山市 さくら市 那須塩原市
芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町
塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町

・千葉県 旭市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
千葉市美浜区 習志野市 我孫子市 浦安市

・長野県 下水内郡栄村

・新潟県 十日町市 上越市 中魚沼郡津南町